

○防衛省告示第八十一号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定により、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

令和七年四月八日

防衛大臣 中谷 元

漁船の操業を制限し、又は禁止した 区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべ き時期
静内対空射撃場水域 （北海道日高郡新ひだか町静内浦和 地先） （令和六年防衛省告示第二百二十四 号）	令和七年二月二十日から 同年四月十五日まで	令和七年四月十六日から 同年七月十五日まで